

(府民等の活動の促進)

第24条 府は、府民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う共生社会の推進のための活動を促進するため、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会)

第25条 府は、共生社会推進施策を効果的かつ円滑に行うため、府、府民、事業者、市町村等、学識経験を有する者等で構成される京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講じるものとする。

#### 第4章 雜則

(財政上の措置)

第26条 府は、共生社会推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第28条 第11条第4項又は第19条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1章、第3章及び第4章並びに附則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間に限り、第6条中「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項又は第8条第1項の不当な差別的取扱いに該当する、次に掲げる取扱いをはじめとする障害を理由とした」とあるのは、「次に掲げる」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項に規定する措置に係る業務（以下「特定相談業務」という。）の全部又は一部を委託することができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員

(3) 前2号に掲げる者のほか、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であって知事が適當と認めるもの

2 知事は、前項の規定による委託をしようとするときは、あらかじめ、京都府障害者相談等調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談員」という。）は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員又は地域相談員であった者は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(広域専門相談員)

第11条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。

(1) 地域相談員に対する指導及び助言

(2) 特定相談のあった事例の調査研究

(3) 特定相談業務

2 知事は、前項の規定による委嘱をしようとするときは、あらかじめ、京都府障害者相談等調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導及び助言)

第12条 地域相談員は、特定相談業務について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第13条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受ける者は、府並びに地域相談員及び広域専門相談員と連携し、共生社会推進施策の実施に協力するよう努めるものとする。

### 第3節 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等

(助言又はあっせん)

第14条 障害者は、第6条又は第7条の規定に違反する取扱い（以下「不利益取扱い」という。）を受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、当該不利益取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）の解決のために必要な助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、当該障害者が不利益取扱いを受けたと認めるときは、京都府障害者相談等調整委員会に対し、前項に規定する助言又はあっせんを行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

第15条 京都府障害者相談等調整委員会は、前条の規定による求めがあったときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんを行うことが適当ないと認めるときは、この限りでない。

2 京都府障害者相談等調整委員会は、前項の規定による助言又はあっせんを行うに当たり、対象事案の当事者（以下「関係当事者」という。）その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

3 京都府障害者相談等調整委員会は、第1項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、関係当事者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 京都府障害者相談等調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(資料提供の要求等)

第16条 京都府障害者相談等調整委員会は、前条第1項の規定による助言又はあっせんのため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(勧告)

第17条 京都府障害者相談等調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講じるべきことを勧告するよう求める

ことができる。

- (1) 正当な理由なく、第15条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した関係当事者
- (2) 第15条第2項の規定による調査に対して虚偽の資料の提出又は説明を行った関係当事者その他の関係者
- (3) 第15条第4項の規定によるあっせん案が提示された場合において、不利益取扱いをしたと認められる関係当事者が、正当な理由なく、当該あっせん案を受諾しないときにおける当該関係当事者

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、当該求めに係る者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた関係当事者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、証明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

(京都府障害者相談等調整委員会)

第19条 第10条第2項、第11条第2項、第14条から第16条まで及び第17条第1項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府障害者相談等調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、府の職員その他知事が適当と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 共生社会の実現に向けた施策の推進等

#### (啓発活動の実施)

第20条 府は、府民の基本理念に関する关心と理解を深めるとともに、特に、障害への理解の不足から生じる社会的障壁を解消するため、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (交流の推進)

第21条 府は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習その他の障害者と障害者でない者との交流を積極的に推進することによって、その相互理解を促進するものとする。

#### (雇用及び就労の促進)

第22条 府は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるものとする。

2 府は、障害者の雇用及び就労について事業主及び一般府民の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を講じるものとする。

#### (文化芸術活動等の推進)

第23条 府は、障害者がその障害の種類及び程度にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等（以下「文化芸術活動等」という。）に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講じるものとする。

2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。